

災害救助法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十九年六月二十七日

奈良県知事 荒井正吾

奈良県規則第六号

災害救助法施行細則の一部を改正する規則

災害救助法施行細則（昭和三十八年七月奈良県規則第十号）の一部を次のように改正する。

別表第一の一の1の(二)中「に仮小屋を設置し、又は天幕の設営」を「への仮小屋の設置、天幕の設営その他の適切な方法」に改め、同表一の1の(三)を次のように改める。

(三) 避難所の設置のため支出できる費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物の使用謝金、器物の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費及び仮設便所等の設置費として、一人一日当たり三百二十円以内とする。

別表第一の一の1中(四)を(六)とし、(三)の次に次のように加える。

(四) 福祉避難所（高齢者、障害者等（以下「高齢者等」という。）であつて避難所での生活において特別な配慮を必要とするものに供与する避難所をいう。）を設置した場合は、(三)の金額に、当該地域において当該特別な配慮のために必要な通常の実費を加算することができる。

(五) 避難所での生活が長期にわたる場合等においては、避難所に避難している者への健康上の配慮等により、ホテル、旅館その他の宿泊施設の借上げを実施し、これを供与することができる。

別表第一の一の2を次のように改める。

2 応急仮設住宅

応急仮設住宅は、住家が全壊し、全焼し、又は流出し、居住する住家がない者であつて、自らの資力では住家を得ることができないものに、建設し、及び供与するもの（以下「建設型仮設住宅」という。）、民間賃貸住宅を借り上げて供与するもの（以下「借上型仮設住宅」という。）その他適切な方法により供与するものである。

(一) 建設型仮設住宅

(1) 建設型仮設住宅の設置に当たつては、原則として、公有地を利用する。た

だし、適当な公有地を利用することが困難な場合は、民有地を利用することができる。

(2) 一戸当たりの規模は、応急救助の趣旨を踏まえ、実施主体が地域の実情、世帯構成等に応じて設定し、建設型仮設住宅の設置のために支出できる費用は、設置に係る原材料費、労務費、付帯設備工事費、輸送費、建築事務費等の一切の経費として、五百五十一万六千円以内とする。

(3) 建設型仮設住宅を同一敷地内又は近接する地域内におおむね五十戸以上設置した場合は、居住者の集会等に利用するための施設を設置することができる。五十戸未満の場合でも戸数に応じた小規模な施設を設置することができる。

(4) 福祉仮設住宅（老人居宅介護等事業等を利用しやすい構造及び設備を有し、高齢者等であつて日常生活上特別な配慮を要する複数のものに供与する施設をいう。）を建設型仮設住宅として設置することができる。

(5) 建設型仮設住宅は、災害発生の日から二十日以内に着工し、速やかに設置されなければならない。

(6) 建設型仮設住宅を供与できる期間は、完成の日から建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第八十五条第三項又は第四項に規定する期限までとする。

(7) 建設型仮設住宅の供与終了に伴う建設型仮設住宅の解体撤去及び土地の原状回復のために支出できる費用は、当該地域における実費とする。

(二) 借上型仮設住宅

(1) 借上型仮設住宅の一戸当たりの規模は、世帯の人数に応じて(一)の(2)に定める規模に準ずることとし、その借上げのために支出できる費用は、家賃、共益費、敷金、礼金、仲介手数料、火災保険等その他民間賃貸住宅の貸主又は仲介業者との契約に不可欠なものとして、地域の実情に応じた額とする。

(2) 借上型仮設住宅は、災害発生の日から速やかに民間賃貸住宅を借り上げ、提供されなければならない。

(3) 借上型仮設住宅を供与できる期間は、(一)の(6)と同様の期間とする。

別表第一の二の1の(一)中「又は」を「若しくは」に、「住家に被害を受けて炊事のできない者及び住家に被害を受け一時縁故地等へ避難する必要がある者」を「又は住家に被害を受け、若しくは災害により現に炊事のできない者」に改め、同表二の1の(三)中

「千百十円」を「千百三十円」に改め、同表二の1の(四)ただし書を削り、同表三の(一)中「半焼又は」を「半焼、」に改め、「船舶の遭難」を削り、「又は損傷し」を「損傷する等により使用することができず」に改め、同表三の(三)中「の範囲内」を「以内」に改め、「及び冬季」の下に「(十月から三月までの期間をいう。以下同じ。)」を加え、同表三の(三)の表中「五三、〇〇〇円」を「五二、九〇〇円」に、「五五、〇〇〇円」を「五四、九〇〇円」に、「六四、三〇〇円」を「六四、二〇〇円」に、「八〇、九〇〇円」を「八〇、八〇〇円」に改め、同表六の(二)中「五十七万六千円」を「五十七万四千円」に改め、同表七の(三)中「範囲内の額」を「額以内」に改め、同表八の(一)中「により学用品を喪失し、又は損傷し」を「による喪失、損傷等により学用品を使用することができず」に改め、同表八の(三)中「の範囲内」を「以内」に改め、同表八の(三)の(2)のイ中「四千三百円」を「四千四百円」に改め、同表八の(三)の(2)のイ中「四千六百円」を「四千七百円」に改め、同表八の(三)の(2)のウ中「五千円」を「五千百円」に改め、同表九の(三)中「二十一万四百円」を「二十一万二百円」に、「十六万八千三百円」を「十六万八千百円」に改め、同表十二の(二)中「及び賃金職員等雇上費等とし、一世帯当たり十三万四千八百円」を「賃金職員等雇上費等とし、市町村内において障害物の除去を行った一世帯当たりの平均が十三万五千百円」に改め、同表十三の(一)の(1)中「避難」の下に「に係る支援」を加え、同表十四を同表十五とし、同表十三の次に次のように加える。

十四 災害救助事務

(一) 法第十八条第一項の救助の事務を行うのに必要な費用(以下「救助事務費」という。)に支出できる範囲は、救助の事務を行うのに要した経費(救助の実施期間内のものに限る。)及び災害救助費の精算の事務を行うのに要した経費とし、次に掲げる費用とする。

- (1) 時間外勤務手当
- (2) 賃金職員等雇上費
- (3) 旅費
- (4) 需用費(消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費、光熱水費及び修繕料をいう。)
- (5) 使用料及び賃借料
- (6) 通信運搬費
- (7) 委託費

(二) 各年度において、(一)の救助事務費に支出できる費用は、法第二十一条に定める国庫負担を行う年度（以下「国庫負担対象年度」という。）における各災害に係る(一)の(1)から(7)までに掲げる費用について、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第四百四十三条に定める会計年度所属区分により当該年度の歳出に区分される額を合算し、各災害の当該合算した額の合計額が、国庫負担対象年度に支出した救助事務費以外の費用の額の合算額に、(1)から(7)までに掲げる区分に応じ、それぞれ(1)から(7)までに定める割合を乗じて得た額の合計額以内とする。

- (1) 三千万円以下の部分の金額については、百分の十
- (2) 三千万円を超え六千万円以下の部分の金額については、百分の九
- (3) 六千万円を超え一億円以下の部分の金額については、百分の八
- (4) 一億円を超え二億円以下の部分の金額については、百分の七
- (5) 二億円を超え三億円以下の部分の金額については、百分の六
- (6) 三億円を超え五億円以下の部分の金額については、百分の五
- (7) 五億円を超える部分の金額については、百分の四

(三) (二)の「救助事務費以外の費用の額」とは、一から十三までに規定する救助の実施のために支出した費用及び別表第二に掲げる実費弁償のため支出した費用を合算した額、法第九条第二項に規定する損失補償に要した費用の額、施行令第八条第二項に定めるところにより算定した法第十二条の扶助金の支給基礎額を合算した額、法第十九条に規定する委託費用の補償に要した費用の額並びに法第二十条第一項に規定する求償に対する支払に要した費用の額（救助事務費の額を除く。）の合計額をいう。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。